

令和5年5月9日

保護者各位

東京都立武蔵野北高等学校長
高木 和美

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う出席停止等の扱いについて

新緑の候、保護者の皆さまにおかれましては益々御健勝のことと存じます。日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い出席停止等の扱いが下記のとおり変更となります。内容を御確認いただき、御対応のほどよろしく願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

感染が確認された生徒は出席停止となる。出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。(出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する。)

2 濃厚接触者の扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。(原則、出席停止扱いにはなりません。)

3 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにする。その際、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はない。

(原則、出席停止扱いにはなりません。受診により感染が確認された場合は、遑って出席停止扱いになります。)

4 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、従来どおり、欠席とはしないことも可能である。

(個々の状況によりますので、御不明な点は御相談ください。)

問合せ先
都立武蔵野北高等学校
副校長 興梶 実
電話 0422-55-2071